

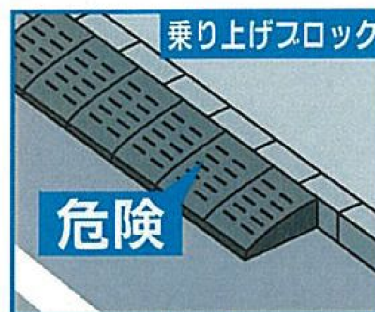
## 道路上の乗り上げ(段差解消)ブロックなどの撤去について

### 道路上に乗り上げ(段差解消)ブロックなどを設置しないでください

自宅や駐車場出入口前の道路上に、道路との段差を解消するため乗り上げ(段差解消)ブロックや鉄板などを設置することは道路法で禁止されています。

こうした物件の設置により、歩行者がつまずいてケガをしたり、自転車やバイクが転倒して、事故の原因となる恐れがあります。

また、乗り上げブロックにより雨水の流れを止め、排水処理ができず道路冠水の原因になることもありますので、乗り上げブロックを設置している場合は速やかに撤去してください。



### 段差の解消を必要とする切り下げ工事等は道路管理者への届出が必要です

自宅や駐車場出入口前の段差を解消したい場合は、道路法第24条に基づく手続きにより、道路の歩道部分や縁石などの切り下げ工事を自己負担で行っていただくことになります。

詳しくは、[道路法第24条\(承認\)工事について](#)でご確認ください。

道路の適正な使用と安全確保にご理解、ご協力いただきますようお願いします。

ご不明な点がございましたら、市建設課にご連絡ください (74-0023)

